改訂理由

まちづくり6つのテーマ テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち(市民福祉)

施

策 2-1 地域福祉

◆基本計画

現状と課題

(前略)			
こうした状況かり 課題として受け止る <mark>課題に対応できる(</mark> ために、取組の方(必要となります。	本制の整備を図り、	連携していく意識の 地域全体の福祉を	の普及 <mark>と、多様な</mark> を発展 <u>させていく</u>

現在の記載

(後略)

小施策01 住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進(略)

小施策02 多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築

主な取組

- ○福祉、医療、介護などの複合的課題に対応可能な総合相談窓口の設置 (福祉保険部福祉総合相談室)
- ○買い物や移動に困難を感じている人への対策の検討(福祉保険部福祉 総合相談室、産業港湾部商業労政課、建設部新幹線・まちづくり推進 室ほか)
- ○地域福祉計画の策定による地域課題の解決に向けた取組の推進(福祉 保険部福祉総合相談室)
- ★生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティ ネット*の充実(福祉保険部福祉総合相談室)
- ※「セーフティネット」…(略)

指標

(略)

	修正後	改訂理由
	(前略)	
→	こうした状況から、住民相互の支え合いを広げ、個々の問題を地域の課題として受け止め、解決に向けて連携していく意識の普及など、地域全体の福祉を発展させていくために、取組の方向性や基本的な考え方を定めた地域福祉計画の各施策を推進していく必要があるほか、各分野の相談窓口が連携して世帯を支援していく重層的支援体制整備事業*を推し進めていくことが求められます。	地域福祉計画は策定済 また、令和6年度から、重 層的支援体制整備事業を 実施
	※「重層的支援体制整備事業」 …高齢、障がい、子ども、生活困窮などの既存の法律に基づく事業を 一体のものとして実施することにより、生活課題を抱える地域住民 に対する支援体制や地域福祉の推進のために必要な環境を一体的か つ重層的に整備する事業	注釈内容は小樽市地域福 祉計画から引用
	(後略)	

1		○複雑化・複合化した課題を抱える相談への対応のため、重層的支援体	総合相談窓口については、
-		制整備事業による包括的な相談支援体制の整備や参加支援、地域づく	令和3年度の機構改革に
		り支援の実施(福祉保険部福祉総合相談室、こども未来部子育て支援	より、福祉総合相談室「た
		課、こども未来部こども家庭課)	るさぽ」が本庁内に移り、
Εþ		○買い物や移動に困難を感じている人への対策の検討(福祉保険部福祉	その機能を担うこととな
		総合相談室、産業港湾部商業労政課、建設部新幹線・まちづくり推進	った。また、令和6年度か
		室ほか)	ら重層的支援体制整備事
E	→	〇地域福祉計画の策定による地域課題の解決に向けた取組の推進(福祉 保険部福祉総合相談室)	業を実施している。
,		★生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティネットの充実(福祉保険部福祉総合相談室)	
		※「セーフティネット」…(略)	
		修正後	改訂理由
		(略)	

修正後

小施策03 支援が必要な方が外出しやすい環境づくり(略)

関連計画

現在の記載		
·小樽市高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画 (平成 30~令和 2 年度)		
・小樽市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27~令和元年度)		
・小樽市障害者計画・小樽市障害福祉計画 (平成 27~令和 2 年度)		
• (仮称) 小樽市地域福祉計画		

	修正後	改訂理由
	· 小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和6~8年度)	計画の更新があったため
	・小樽市子ども・子育て支援事業計画 (令和2~6年度)	
▶	・第3期小樽市障害者計画(平成29~令和8年度)	
	・第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画(令和 6~8年度)	
	・小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画(令和6~10年度)	

施

策 2 – 2 高齢者福祉

◆基本計画

現状と課題

現在の記載

本市の高齢化率は上昇しており、要介護者や支援等を必要とする高齢 者の増加が見込まれます。健康づくりや介護予防の取組の推進と、医療 と介護の連携及び地域で高齢者を支える担い手づくりなど、高齢者を地 域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・推進が急務となっていま す。

国の推計によると、全国の認知症高齢者の数は、平成 24(2012) 年 → の 462 万人 (65 歳以上の高齢者の約7人に1人) から令和7 (2025) 年には 700 万人(同約 5 人に 1 人)になるとされており、本市において も認知症の人の増加が見込まれます。認知症の人が安心して暮らせるま ちづくりとして、地域の見守り体制の構築と認知症の人を支える家族へ の支援の充実が求められます。

(後略)

修正後

改訂理由

本市の 65 歳以上の高齢者数は令和元年をピークに減少に転じていま 高齢者人口の状況変化の すが、高齢化率は上昇しており、また、75歳以上の後期高齢者数のピー クをこれから迎えるなど、要介護者や支援等を必要とする高齢者の増加 が見込まれます。健康づくりや介護予防の取組の推進と、北海道、医療 と介護の関係機関、専門家等との連携及び地域で高齢者を支える担い手 づくりなど、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・ 推進が急務となっています。

ため

審議会意見により基本構 想の文言を変更したこと に合わせるため。

認知症基本法で、国民の理 解を深めることが基本施

国の推計によると、全国の認知症高齢者の数は、平成 24 (2012) 年 策の上位に出てくるため。 の 462 万人 (65 歳以上の高齢者の約7人に1人) から令和7 (2025) 年には700万人(同約5人に1人)になるとされており、本市において も認知症の人の増加が見込まれます。認知症の人が安心して暮らせるま ちづくりとして、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、市民の 認知症への理解を深め、地域の見守り体制の構築と認知症の人とその家 族等への支援の充実が求められます。

認知症基本法基本理念で、 『認知症の人に対する支 援のみならず、その家族そ の他認知症の人と日常生 活において密接な関係を 有する者(以下「家族等」 という。) に対する支援』と なっているため

(後略)

小施策 0 1 健康づくりと介護予防の取組の推進 小施策03 高齢者の生きがいづくりの推進(略)

関連計画

現在の記載

·小樽市高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画(平成30~令和2年度)

修正後

・小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6~8年度)

改訂理由

計画の更新があったため

施 策 2-3 障がい者福祉

◆基本計画

現状と課題 (略)

小施策01 自立と社会参加の促進 ~ 小施策03 高齢者の生きがいづくりの推進(略)

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
		・第2期小樽市地域福祉計画(令和6~10年度)	上位計画のため
・第3期小樽市障害者計画(平成 29~令和8年度)		・第3期小樽市障害者計画(平成 29~令和8年度)	
・第5期小樽市障害福祉計画・第1期小樽市障害児福祉計画(平成30~ 令和2年度)	→	・第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画(令和6~8年度)	時点修正

施

策 2-4 保健衛生

◆基本計画

現状と課題

現在の記載

本市はがんや心疾患、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病による死 亡率が全国より高い状況にあり、また、高齢化率も全国と比べても高い 状況にあります。

そのため、生涯にわたり健やかに暮らしていくためには、市民一人ひ とりが健康的な生活習慣を心掛け、健康増進や疾病予防に結びつけるこ とにより「健康寿命」を延伸することが喫緊の課題となっています。加 えて、日本の自殺死亡率は、主要先進国の中で最も高く、本市において も自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。

近年、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生が懸念されており、 人が免疫をもたない感染症が広がると、甚大な健康被害が起きる可能性 があります。

また、食品の流通システムの発達、少子高齢化が進み、調理済みの食 品及び外食、中食*への社会的ニーズの増加により、被害が広域的に発生 する食中毒が起きています。こうした市民の生命や健康の安全を脅かす 新たな感染症や食中毒などの「健康危機」に迅速に対応できるよう、予 防に関する知識の普及、医療や関係機関との連携体制の構築等による被 害拡大防止対策が求められています。

※「中食」…(略)

(後略)

		改訂理由
	本市 <mark>における主要疾患別の死亡率は、がんや心疾患</mark> による死亡率が全 国より高い状況にあり、また、高齢化率も全国と比べても高い状況にあ ります。	主要疾患別死亡率の時点修正のため。
	そのため、生涯にわたり健やかに暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を心掛け、健康増進や疾病予防に結びつけることにより「健康寿命」を延伸することが喫緊の課題となっています。加えて、日本の自殺死亡率は、主要先進国の中で最も高く、本市においても自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。	
→	新型コロナウイルス感染症における対応を踏まえ、今後の新興感染症 等発生時に備えた平時からの取組みが重要です。	「小樽市感染症予防計画」 策定に伴う文言修正。
	また、食品の流通システムの発達、少子高齢化が進み、調理済みの食品及び外食、中食*への社会的ニーズの増加により、被害が広域的に発生する食中毒が起きています。こうした市民の生命や健康の安全を脅かす食中毒や新興感染症などに迅速に対応できるよう、予防に関する知識の普及、医療や関係機関との連携体制の構築や保健所体制整備等による「健康危機」への対策が求められています。	「小樽市感染症予防計画」 策定に伴う文言修正。
	※「中食」…(略)	
	(後略)	

小施策01 健康づくり施策の推進

主な取組

- ★がんや生活習慣病予防法の啓発(保健所健康増進課)
- ○がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上(保健所健康増進課)
- ○受動喫煙防止に関する啓発と環境づくりの推進(保健所健康増進課)
- ○歯科保健や栄養改善による健康づくりの推進(保健所健康増進課)
- 〇生活習慣病予防のための運動の必要性、方法について、健康教育など を通して周知し、運動習慣の普及啓発を推進(保健所健康増進課)
- ★自殺対策を支える人材の育成や関係機関とのネットワーク強化により 自殺対策を推進(保健所健康増進課)
- ★メタボリックシンドローム*に着目した特定健康診査・特定保健指導事業による生活習慣病予防の推進(福祉保険部保険年金課)
- ※「メタボリックシンドローム」…(略)

+	匕	d	西
Ī	日	1	示

健康寿命*の延伸

基準値	目標値(R10)	
①男性 79.08 歳	②女性 85.14歳	基準値より延伸

※算定方法について「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用

修正後	改訂理由	
 ★がんや生活習慣病予防の啓発(保健所のがん検診を始めとする各種検診の勧奨課) ○受動喫煙防止に関する啓発と環境づくの歯科保健や栄養改善による健康づくりの生活習慣病予防のための運動の必要性を通して周知するほか、ウォーキングを通して周知するほか、ウォーキングを通して周知するほか、ウォーキングを通りである。 ★ 直殺対策を支える人材の育成や関係を自殺対策を推進(保健所健康増進課) ★メタボリックシンドロームに着目した業による生活習慣病予防の推進(福祉 	具体的な表現を追記	
※「メタボリックシンドローム」…(略	ና)	
修正後		改訂理由
健康寿命 [※] の延伸		
基準値 (R4)	根拠:	
①男性 78.5 歳 ②女性 82.4 歳	平均寿命の増加分を上回る 健康寿命の増加	小樽市健康増進·自殺対策 計画
※算定方法について「日常生活動作が自		

小施策02 健康危機管理体制の整備

小施策04 人と動物が共生できる環境づくり

(略)

現在の記載
・小樽市健康増進計画「第2次健康おたる 21」改訂版(平成 30~令和 4年度) (※総合計画策定後、令和5年度まで延長あり)
・ <u>小樽市自殺対策計画(令和元~4年度)</u> (※総合計画策定後、令和5年度まで延長あり)
・小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画
・小樽市食品衛生監視指導計画(毎年度策定)
・小樽市国民健康保険データヘルス計画【第2期】(平成30〜令和5年度)

	修正後	改訂理由
	・小樽市健康増進・自殺対策計画(令和6~17年度)	健康増進計画と自殺対策
	(削除)	計画を統合したため。
	・小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画	
→	・小樽市食品衛生監視指導計画(毎年度策定)	
	・小樽市国民健康保険データヘルス計画【第3期】・小樽市特定健康診査等実施計画【第4期】(令和6~11年度)	前期計画期間満了のため、 国の方針に基づいて両計 画を統合し、次期計画を策 定したため。
	· 小樽市感染症予防計画(令和 6 ~11 年度)	感染症の発生及びまん延 に備えるため、保健所設置 市においても計画を定め ることとされた。

施

策 2-5 地域医療

◆基本計画

現状と課題

現在の記載

本市では高齢化率が上昇し、がん、心疾患、脳血管疾患のほか、糖尿病 や腎疾患などの慢性疾患による死亡率が全国より高くなっています。

(中略)

本市の救急医療のうち、軽症患者を診療する初期救急は、開業医を中 心とした当番医と夜間急病センターにより対応し、入院などを必要とす る重症患者を診療する二次救急は、主に病院の輪番制により対応してい ます。しかし、市内医療機関の減少、医師の高齢化により、救急医療に 従事する医師の負担が増加しており、医師の確保が懸念されています。 また、夜間急病センターでは、受診者数の減少が続いていることから、 財政的な負担が増加しています。

こうした救急医療を取り巻く厳しい状況の中にあっても、夜間や休日 における急病患者が適切な医療を受けられる充実した救急医療体制につ いて、医療機関や医師会等との連携強化を図りながら総合的に検討する ことが必要です。

市立病院については、平成 29 年3月に策定した新小樽市立病院改革 プランの着実な推進による経営の効率化を図るとともに、地域の医療機 関との連携を深め、後志医療圏における高度急性期機能及び急性期機能 を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を推進するこ とが必要です。

修正後	改訂理由
本市では高齢化率が上昇し、がん、心疾患 <mark>のほか、腎疾患など</mark> の慢性疾患による死亡率が全国より高くなっています。	主要疾患別死亡率の時点修正のため。
(中略)	

本市の救急医療のうち、軽症患者を診療する初期救急は、開業医を中 心とした当番医と夜間急病センターにより対応し、入院などを必要とす る重症患者を診療する二次救急は、主に病院の輪番制により対応してい ます。しかし、市内医療機関の減少、医師の高齢化により、救急医療に 従事する医師の負担が増加しており、医師の確保が懸念されています。 また、夜間急病センターでは、受診者数はほぼ横ばいで推移しています が、令和6年4月施行の医師の働き方改革により、宿直医師の確保が難

夜間急病センターの受診 者数の持ち直し、宿直医師 の安定的な確保の課題等 が生じたことによる時点 修正。

こうした救急医療を取り巻く厳しい状況の中にあっても、夜間や休日 における急病患者が適切な医療を受けられる充実した救急医療体制につ いて、医療機関や医師会等との連携強化を図りながら総合的に検討する ことが必要です。

市立病院については、令和5年3月に策定した小樽市立病院経営強化 ランを策定し、また、令和 プランの着実な推進による経営の効率化を図ります。また、地域の医療 6年3月に地域医療支援 機関との連携を深め、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、 後志医療圏における高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的から、その主旨に沿った文 医療を行う地域基幹病院としての役割・機能を推進することが必要です。

小樽市立病院経営強化プ 病院の承認を受けたこと 言とするため修正するも の。

小施策01 良質で安全な医療の提供

小施策02 救急医療体制の充実

(略)

小施策03 市立病院の経営効率化と役割の明確化

主な取組

- ○新小樽市立病院改革プランの着実な推進による経営の<mark>効率化</mark>(病院局 小樽市立病院事務部経営企画課)
- 〇かかりつけ医等との連携を強化するとともに、「がん診療」「脳・神経疾患診療」「心・血管疾患診療」を柱とした総合的医療を提供する地域 基幹病院としての役割を推進(病院局小樽市立病院事務部経営企画課)

ŧ	匕,	画
j	曰′	示

経常収支比率

基準値	目標値
(H30)	(R10)
94.8%	100%以上

			修正後	改訂理由
→	小樽市立病院 〇「がん診療」 療」を柱とし 推進(病院局 〇地域の医療機	事務部経営企画 「脳・神経疾患詞 た総合的医療を 小樽市立病院事 関との機能分化	の着実な推進による経営の強化 課) 診療」「心・血管疾患診療」「認知症疾患診 行う地域基幹病院としての役割・機能を 務部経営企画課) と連携強化により、地域医療支援病院と 樽市立病院患者支援センター)	
			修正後	改訂理由
	経常収支比率 基準値 (H30) 94.8%	目標値 (R10) 97.8%以上		小樽市立病院経営強化プランにおける収支計画と整合を図るため、目標値を修正

関連計画

現	_	$\overline{}$	=-	+1
+H.	/ →	71 Y	ᇋ	玉
ンカル		U)		·辛X

 \Rightarrow

・新小樽市立病院改革プラン(平成 29~令和 2 年度)

修正後	改訂理由
・小樽市立病院経営強化プラン(令和5~9年度)	小樽市立病院経営強化プ ラン策定による。

施

策 2-6 男女共同参画社会

◆基本計画

現状と課題

現在の記載

本市では、平成 25年に第2次小樽市男女共同参画基本計画を策定し、 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めており、男女の固 定的役割分担意識は少しずつ解消されつつありますが、家庭生活や地域 活動、職場や社会通念において不平等感は解消されたとは言えません。 性別にとらわれることなく、個人が尊重される環境づくりのための継続 した意識啓発が必要です。

(後略)

小施策01 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

 ᅟᅟ	-/-
アいロ	NAH
 'ക¤	知

- ★情報誌「ぱるねっと」の発行、講演会、パネル展等の開催による男女 共同参画の意識の浸透と人権尊重の啓発 (生活環境部男女共同参画課)
- 〇男女共同参画の視点に立った教育と男女の自立に向けた学習機会の充 実や情報提供(生活環境部男女共同参画課)
- ★DV*など様々な暴力の根絶のため、警察、北海道、その他の関係機関 と連携し、相談員による相談事業を実施(生活環境部男女共同参画課)

※「DVI…(略)

指標

(略)

配偶者暴力防止法の認知度

基準値	目標値
(H28.7)	(R10)
84.5%	100%

		修正後	改訂理由
、国或売	→	本市では、令和5年に第3次小樽市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めており、男女の固定的役割分担意識は少しずつ解消されつつありますが、家庭生活や地域活動、職場や社会通念において不平等感は解消されたとは言えません。性別にとらわれることなく、個人が尊重される環境づくりのための継続した意識啓発が必要です。	
		(後略)	

	修正後	改訂理由
	★情報誌「ぱるねっと」の発行、講演会、パネル展等の開催による男女共同参画の意識の浸透と人権尊重の啓発(生活環境部男女共同参画課) ○男女共同参画の視点に立った教育と男女の自立に向けた学習機会の充実や情報提供(生活環境部男女共同参画課) ★DV*など様々な暴力の根絶のため、警察、北海道、その他の関係機関と連携し、相談員による相談事業を実施(生活環境部男女共同参画課) ○多様な性への理解促進のため、LGBT等の性的マイノリティに対する正しい知識の周知啓発(生活環境部男女共同参画課)	多様な性への理解促進のため、LGBT等の性的マイノリティに関する講演会等の開催やHP等による情報提供を実施
>	※「DV」… (略)	

// 1 D 1 (-	ш/		
		修正後	改訂理由
基準値	目標値		
(H28.7)	(R10)		【指標追加】
84.5%	100%		
「性的マイノリ	ティ(LGBT	等)] という言葉の認知度	基準値根拠: 男女共同参画
基準値	目標値		に関する市民意識調査
(R3)	(R10)		
74.4%	85%		

小施策03 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

土は取組		

- 〇各種健康相談や母子保健の充実、健康教育の推進と疾病予防対策の充 実、健康づくりの機会の提供(保健所健康増進課)
- ○多様なライフスタイルに対応した子育て支援、高齢者と家庭の状況に 応じた介護サービスの充実(こども未来部子育て支援課、福祉保険部 介護保険課)
- 〇高齢者や障がい者等の自立支援と生きがいづくり(福祉保険部福祉総 合相談室)

指標		
) II IV		

(略)

修正後	改訂理由
 ○各種健康相談や母子保健の充実、健康教育の推進と疾病予防対策の充実、健康づくりの機会の提供(保健所健康増進課、こども未来部こども家庭課) ○多様なライフスタイルに対応した子育て支援、高齢者と家庭の状況に応じた介護サービスの充実(こども未来部子育て支援課、こども家庭課、放課後児童課、福祉保険部介護保険課、福祉総合相談室) ○高齢者や障がい者等の自立支援と生きがいづくり(福祉保険部福祉総合相談室) 	
修正後	改訂理由
(略)	

関連計画

T	_	_		- II
\perp	/ .	<i>~</i> ``	_	驖
т	4 - -		==	· あい
$\nu \pi$. ФУ.
-/0				, - ~

・第2次小樽市男女共同参画基本計画(平成25~令和4年度)

修正後	改訂理由	
・ 弟 3 次/小燈市男女共同参岡基本計画(令利 5 ~ 1 4 年度)	令和5年3月に第3次計 画を策定したため	